

甲斐市建設工事総合評価落札方式試行
ガイドライン

令和3年4月

甲 斐 市

はじめに

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）が平成17年4月1日に施行され、また、当法律の第8条第1項に基づき、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が平成17年8月26日に閣議決定され、公共調達（公共工事契約等）において、価格の安さだけでなく、品質（技術力等）が総合的に優れた内容の契約がなされることが肝要である旨が、その基本理念で唱えられている。

本ガイドラインは、甲斐市が発注する建設工事について、「品確法」及び「基本方針」に基づき公共工事の品質確保を図っていくため、総合評価落札方式の試行に際してのガイドラインを示したものである。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の活用結果等を踏まえ、改善を図って行く予定である。

1 総合評価落札方式の概要

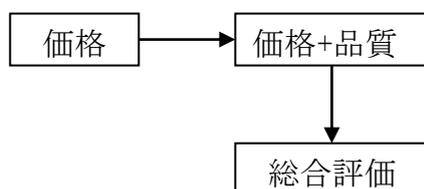
公共工事に関しては厳しい財政事情の下、公共投資が減少している中で、その受注をめぐる価格競争が激化し、著しい低価格による入札が増加するとともに、工事中の事故や手抜き工事といった粗雑工事の増加や下請業者や労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質低下に対する懸念が高まっている。

こうした背景を踏まえ、公共工事の品質の確保と向上を目的に平成17年4月1日に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」では公共工事の品質は「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより確保されなければならない」と規定されており、公共工事の品質確保のための主要な取り組みとして、総合評価落札方式の適用を掲げている。

公共工事の品質確保を図るため、総合評価落札方式では発注者が競争参加者の技術的能力の評価を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提案を求めるよう努め、落札者の決定においては価格に加え、技術提案の優劣を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とするのが原則となる。

総合評価落札方式の適用により、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が施工することとなり、工事品質の確保や向上が図られ、工事目的物の性能の向上、長寿命化、維持修繕費の縮減、施工不良の未然防止等による総合的なコストの縮減、交通渋滞対策、環境対策、事業効果の早期発現等が効率的かつ適切に図られることにより、現在かつ将来の市民に利益がもたらされることが期待される。

また、民間企業が技術力競争を行うことによりモチベーションの向上が図られ、技術と経営に優れた健全な建設業が育成されるほか、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで談合が行われにくい環境が整備されることも期待される。



2 総合評価落札方式の種類等

総合評価落札方式には、工事の特性（規模、技術的な工夫の余地など）に応じ市区町村向け簡易型（特別簡易型）、簡易型、標準型及び高度技術提案型の種類があります。

市区町村向け簡易型（特別簡易型）

技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事で、同種工事の施工実績や工事成績などの評価項目と入札価格を総合的に評価する方式。

簡易型

技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事で、簡易な施工計画、同種・類似工事の施工実績や工事成績などの評価する方式。

標準型

技術的な工夫の余地が大きく施工上の工夫等一般的な技術提案を求めることが適切な工事に適用される方式。

高度技術提案型

技術的な工夫の余地が大きい、高度な技術提案を要する工事に適用される方式。

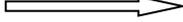
3 総合評価の対象工事の選定

総合評価落札方式の実施にあたり適用する工事及び適用するタイプは次のとおりとし、当該工事の規模、技術的難易度、施工上の課題等（社会的要請、コスト縮減、工事目的物の性能、機能の向上）を考慮して選定する。

(1) 工事規模と技術的難易度による適用タイプ

(工事規模)

↑ 1 億円 ↑ 5 千万円 ↑ 1 千万円	簡易型 (20) 【1 項目】	簡易型 (30) 【2 項目】				
	特別簡易型 (Ⅱ) (15)	簡易型 (20) 【1 項目】				
	特別簡易型 (Ⅰ) (10)					
	I	II	III	IV	V	VI

 (技術的難易度)

() 内は、加算点の満点の目安

【 】 内は、求める施工計画の数

総合評価方式を適用するタイプは、公共工事の特性（技術的な工夫の余地）に応じて、簡易型（20）、簡易型（30）のいずれかの方式を選択する。なお、1億円未満の工事においては、簡易型を選択することを基本とするが、上記の区分表により、特別簡易型（Ⅰ）、（Ⅱ）を適用出来るものとする。ただし、災害本復旧工事等地域性や技術力、緊急性を考慮する場合は、金額、難易度に関係無く、特別簡易型（Ⅰ）を適用するものとする。上記の区分表は、それぞれ隣接する区分を適用することを妨げるものではない。

(2) 技術的難易度表

工事区分別技術的難易度対応表（土木工事）

事業分類	工事区分（構造物分類・構造形式・工法分類）	I	II	III	IV	V	VI
1 河川	河川堤防、河川護岸、床止め・床固め、河川浚渫、維持管理	易	やや難	難			
	樋門・樋管、水路トンネル（推進工法）、伏せ越し、揚排水機場		易	やや難	難		
	堰・水門、水路トンネル（山岳トンネル工法、シールド工法、開削工法）			易	やや難	難	
2 下水道	管渠（開削工法・推進工法）、ポンプ場・処理場		易	やや難	難		
	管渠（シールド工法、トンネル工法）			易	やや難	難	
3 砂防・治山・地滑り	流路工、治山ダム、維持管理	易	やや難	難			
	砂防ダム、斜面对策、山腹工、急傾斜地崩壊対策		易	やや難	難		
4 道路	舗装、道路附属施設、切土工、盛土工、斜面安定・法面工、カルバート工、擁壁工、排水工、情報Box、シールド、維持管理	易	やや難	難			
	共同溝（推進工法、開削工法）、橋梁上部工、橋梁下部工、電線共同溝・CAB、林道開設		易	やや難	難		
	トンネル（山岳トンネル、シールド工法、開削工法）、共同溝（シールド工法）			易	やや難	難	
	トンネル（沈理工法）				易	やや難	難
5 公園		易	やや難	難			
6 農業農村整備	ほ場整備（暗渠）、畑地かんがい（管路）ため池（維持管理）、コンクリート二次製品水路	易	やや難	難			
	ほ場整備（区画整理）、畑地かんがい（ファームホント・機場・自動制御）		易	やや難	難		
	ため池（堤体）			易	やや難	難	

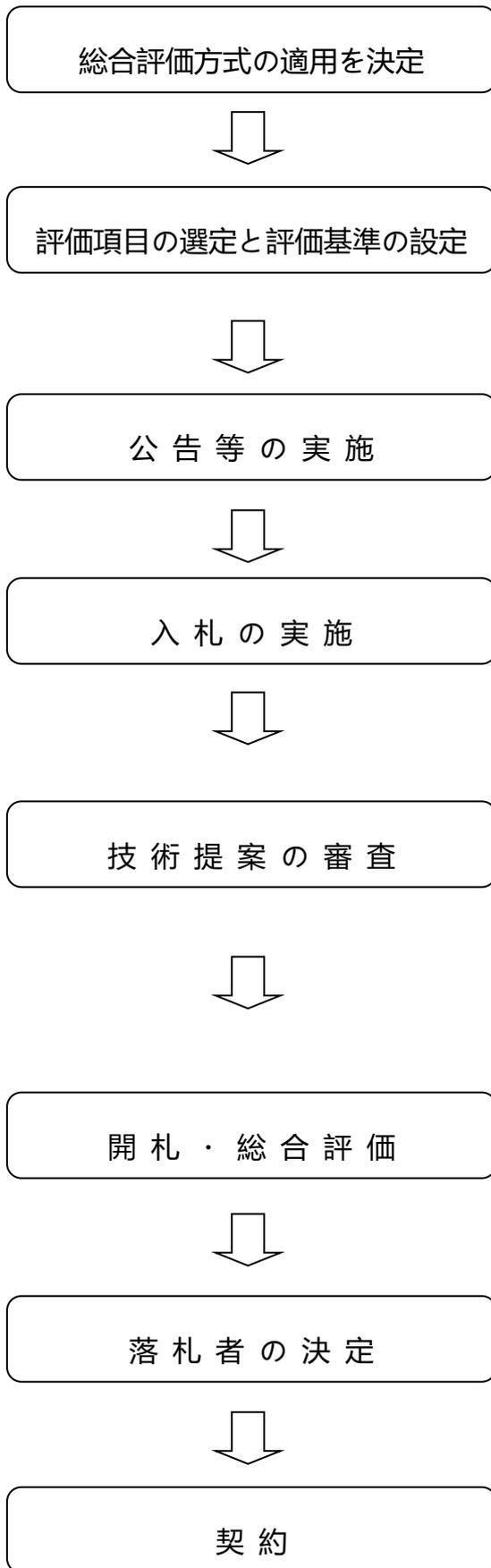
設備区分別技術的難易度対応表（土木工事に係る電気通信設備工事）

設備区分	構造物分類	I	II	III	IV	V	VI
1 河川電気 通信設備	河川本川、河川堤防、その他河 川一般	易	やや難	難			
	樋門・樋管、揚排水機場、堰		易	やや難	難		
2 砂防・地 滑り電気通 信設備	砂防一般		易	やや難	難		
3 道路電気 通信設備	道路附属施設、情報ボックス、シ ェット、維持管理、その他道路一般	易	やや難	難			
	トンネル、電線共同溝・C A B、地下 駐車場、アンダーパス、地下道		易	やや難	難		
	橋梁、共同溝			易	やや難	難	
4 公園電気 通信設備	公園一般	易	やや難	難			
5 下水道 電気・機械 設備	電気設備、機械設備		易	やや難	難		

建物機能別技術的難易度対応表

建物機能分類	建物例	I	II	III	IV	V	VI
1 簡易	倉庫、車庫等	易	やや難	難			
2 一般	庁舎、学校、体育館、研修 所、共同住宅、寄宿舍等		易	やや難	難		
3 特殊	美術館、図書館、病院、集 会場等			易	やや難	難	特に難

3-1 総合評価方式の主な手順



- 総合評価落札方式の活用の適否
- 工事の規模や技術的難易度により、特別簡易型簡易型の選定
- 総合評価の種類による評価項目の設定、評価基準を定める
- 加算点を定める
- 工事の内容や仕様、場所、入札方法、技術提案等の提出を明示
- 提出された技術提案を審査
- 技術提案の改善及び予定価格の作成
- 技術評価点等の公表
- 総合評価による判定
- 評価結果の公表
- 入札及び契約の課程に関する苦情処理

4 甲斐市での総合評価落札方式の試行

本市での試行における総合評価落札方式の種類は市区町村向け簡易型（特別簡易型）と簡易型とし、一般競争入札及び指名競争入札で試行を実施します。

また、原則として現行の入札・契約制度を準用し入札に関する詳細については、入札告示等で定めます。

今後、本ガイドラインに基づき試行される総合評価落札方式を検証し、実施方法等について検討を行っていきます。

公共工事の品質を確保するため、入札参加者の施工能力、社会性等と入札価格を総合的に評価することが妥当であると認められる工事及びその他総合評価落札方式によることが適当であると認められる工事に適用します。

評価項目、評価基準の設定

選定した総合評価落札方式の種類ならびに工事の内容に応じて、評価項目の評価基準、加算点や評価点の設定を行う。

総合評価落札方式の種類別、加算点の標準と設定範囲は次のとおりとし、個別工事ごとに設定範囲内で加算点を決定する。

総合評価の種類	加算点の標準	設定範囲
特別簡易型（Ⅰ）	10点	10点～20点
特別簡易型（Ⅱ）	15点	10点～20点
簡易型（Ⅰ）	20点	20点～30点
簡易型（Ⅱ）	30点	20点～30点

4-1 「簡易型」の施工計画に関する評価項目、評価方法

施工計画で提案を求めるために設定する評価項目は、下表4項目から当該工事の特性や現場条件などを踏まえて1～2項目を選択し、具体的な内容を設定します。

(1) 評価項目

評価対象	評価項目
1 工程管理に係わる技術的所見	左の評価対象から1～2項目を選択し、具体的な内容を設定する。
2 品質確保に係わる技術的所見	
3 施工上の課題に係わる技術的所見	
4 施工上配慮すべき事項	

番号	評価対象項目	個別留意事項
1	工程管理に係わる項目	<p>確実な工程管理を求める場合に適用する。</p> <p>「現道上での作業などであらかじめ作業時間が限られている場合の工程管理」や「作業工程の工夫により作業効率を向上させる場合の工程管理」などに設定事例がある。</p> <p>※先行する工事との工程調整などを求める場合は、当該工事の工程表を示す必要がある。</p> <p>※「工期的に確実に工事を完成させる工程管理・・・」などの評価項目は、工事実施において当然順守すべき内容であることや不確定な要素を前提としていることから、設定しない。</p>
2	品質確保に係わる項目	工事目的物の品質確保を求める場合に適用する。
3	施工上の課題に係わる項目	あらかじめ、施工上の課題が明らかになっている場合で、その対処方法などの提案を求める場合に適用する。
4	施工上配慮すべき項目	現場外の対象物（通過車両、歩行者、地域住民、周辺環境など）への配慮事項を求める場合に適用する。

(2) 評価基準

評価基準	点数
現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、工夫・配慮が見られる。	10点
現場条件を踏まえ適切であり、工夫・配慮が見られる。	5点
現場条件を踏まえ適切である。	0点
未記入、または不適切である。(欠格)	欠格

(3) 施工計画の作成方法

施工計画は、設定された評価項目に対し、入札参加者の過去の工事経験等から、当該工事を施工する際に特に留意すべき事項について記述するものとする。

(4) 施工計画の評価方法

提案された施工計画の評価方法については、提案項目の特性を踏まえ、数値方式による定量的な評価方法、又は判定方式により施工計画の評価を行う。

また、提案項目ごとに必要に応じて最低限の要求要件を設けて、この要求要件を満たしている場合のみに得点を与え、満たしていない場合には加点しない方法もある。

① 数値方式

提案について達成目標を数値化して求める方式で、提案された性能等の数値の達成度により、評価点を付与する方法。

② 判定方式

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、評価基準のいずれに該当するかを判定する方式。

(5) 評価項目及び評価点

評価点は評価の基準を参考に工事ごとに定める。

簡易型における施工計画について項目毎の配点は、10点、5点、0点とする。特に技術力を評価する必要がある場合は、20点、15点、10点、5点、0点とすることができる。共通項目について、共同企業体（JV）の場合は参加企業の全てを評価し、事故及び不誠実な行為の減点についても同様に参加企業の全てを評価する。

評価項目のうち、入札参加要件となっている項目については、原則的には選択しない。

評価項目

評価項目		評価基準
施工計画 (簡易型のみ加算)	1 工程管理に係わる技術的所見	工程管理が適切であり、工程上重要な項目が記載されている
		工程管理が適切であり、工夫が見られる
		工程管理が適切である
		未記入である、または不適切である
	2 材料の品質確保に係わる技術的所見	品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえており適切であり、重要な項目が記載されている
		品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえており適切であり、工夫が見られる
		品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえており適切である
		未記入である、または不適切である
	3 施工上の課題に対する技術的所見	課題に対して、現地条件を踏まえておりの確であり、重要な項目が記載されている
		課題に対して、現地条件を踏まえておりの確であり、工夫が見られる
		課題に対して、現地条件を踏まえておりの確である
		未記入である、または不適切である
2 施工上配慮すべき事項	配慮事項が現地条件を踏まえており適切であり、重要な項目が記載されている	
	配慮事項が現地条件を踏まえており適切であり、工夫が見られる	
	配慮事項が現地条件を踏まえており適切である	
	未記入である、または不適切である	
配置予定技術者の能力	3 主任（監理）技術者の有する資格	1級土木施工管理技士等または技術士等
		上記以外の工事施工等に係わる資格
	4 過去における同種工事の施工経験	主任技術者（監理技術者）として、同種工事の実績あり
		担当技術者として、同種工事の実績あり
		その他
	5 優良工事技術者表彰	表彰の実績 あり
表彰の実績 なし		
6 工事成績評定点の平均点	75点以上	
	70点以上 75点未満	
	70点未満（成績実績なし）	
企業の施工実績	7 同種工事の施工実績	甲斐市・県または国・公団等の同種工事の施工実績あり
		県内市町村・公営企業等の同種工事の施工実績あり
		その他
	8 工事成績での過去における工事成績評定点の平均点	80点以上
75点以上 80点未満		

		70 点以上 75 点未満
		70 点未満 (成績実績なし)
		2 年間連続平均点が 60 点未満 または、前年度以降において 5 5 点未満の工 事成績がある者
	9 過去 3 年間の優良工事表彰の 有無	特別表彰 あり 表彰 あり (特別表彰との重複はしない) 表彰の実績 なし
	10 事故及び不誠実な行為	指名停止 (3 ヶ月以上) 指名停止 (1 ヶ月以上 3 ヶ月未満) 指名停止 (1 ヶ月未満)
	11 品質管理・環境マネーजेメン トシステムの取り組み状況	I S O 9 0 0 1 又は 1 4 0 0 1 の認証を取得済み 認証を未取得
地域精 通度	12 地理的条件 (企業) 近隣地域での施工実績	施工実績 あり 施工実績 なし
	13 地理的条件 (技術者) 近隣地域での施工実績	施工実績 あり 施工実績 なし
	14 災害協定の締結	協定の締結 あり 協定の締結 なし
	15 ボランティア活動の実績	活動実績 あり 活動実績 なし
地域貢 献度	16 甲斐市消防団への入団者 (従業員)	入団者 あり 入団者 なし
	17 若手技術者の育成	国家資格を有する若手技術者を配置予定技術者又は担当技術者とし て配置 あり 国家資格を有しない若手技術者を担当技術者として配置 あり 若手技術者を担当技術者として配置 なし
企 業 の 取 組	18 技能者の登録	建設キャリアアップシステムへ企業と技能者の 登録あり 登録なし

入札参加関係資料等にて詳細は指示します。

5 落札候補者落札者の決定方法

入札価格が予定価格の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。ここで、「価格」と「価格以外の要素」を総合評価する。また評価値の算出方法は除算方式とする。

技術評価の「標準点」を100点とし、総合評価落札方式のタイプ別、加算点の範囲内で必要に応じて工事ごとに定める。

「加算点」の算出方法は、企業の技術力及び企業の信頼性社会性の評価項目ごとに評価をおこなった結果、評価項目ごとの得点合計の最高の者に工事ごとに定めた満点を与え、他の者はそれぞれの「評価点数の合計値」に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。

$$\text{加算点} = (\text{評価点数の合計値} / \text{評価項目ごとの得点合計の最高点数}) \times \text{満点}$$

価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と、上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

$$\text{評価値} = \left[(\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格} \right] \times 100,000,000$$

除算方式の計算例（参考）

標準点（基礎点）	(a)	100		
評価点の満点	(b)	30		
加算点の満点	(c)	10		
入札者名		A社	B社	C社
評価点	(d)	28	14	22
加算点 (e) = (c) × (d) / (d max)		10.0	5.0	7.9
技術評価点 (f) = (a) + (e)		110.0	105.0	107.9

※〈技術評価点〉 = 〈標準点 + 加算点〉

落札者決定基準について、入札参加者は「価格」及び、「企業の技術力」、「企業の信頼性、社会性」をもって入札に参加し、次の①②及び③の要件に該当する者のうち、落札者の決定方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正

な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるため、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。
- ③ 入札金額が調査基準価格を下回った者は次の要件を満たしていること。
 - ③-1 評価点数の合計が参加者全員の平均点の2分の1を下回らないこと。
 - ③-2 甲斐市低入札価格調査実施要領（平成16年甲斐市訓令第77号。）に基づく調査をし、その結果、適合した履行がされると認められること。

6 学識経験者からの意見聴取

意見聴取の目的

地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定に基づき、総合評価落札方式での恣意的な判断を排除し、技術的な見地ばかりではなく、客観的な見地から「学識経験を有する者」からの意見聴取を行う。

意見聴取の時期

- ① 総合評価落札方式の落札者決定基準を定めようとするとき。
- ② 総合評価落札方式による落札者の決定しようとするとき。（①のとき、学識経験者が必要とした場合）

総合評価落札方式における標準的な手順に従い、落札者決定基準について意見聴取を行う。上記以外のときにも、必要に応じ意見聴取を行うことができるものとする。

意見聴取の方法

総合評価落札方式における学識経験者による意見聴取については、2名以上の学識経験者より、直接の意見聴取を原則とする。

直接の意見聴取を原則とするが、緊急等のやむを得ない場合には、電話、ファックス、電子メール等の通信手段により、意見聴取することもできるものとする。

7 その他

情報公開

手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法については、あらかじめ入札説明書等において明らかにする。

入札前

総合評価落札方式の適用工事では、公告又は入札説明書等において以下の事項を明記する。

- ・総合評価落札方式の適用の旨
- ・入札の評価に関する基準（評価項目、評価基準及びその得点配分）
- ・総合評価の方法及び落札者の決定方法
- ・技術提案等が履行できなかった場合の措置

入札後

落札者決定後、参加者の総合評価に関する審査結果を公表する。

- ・公表する内容は様式に従い、参加者の各評価項目の技術評価点数、加算点、入札金額、入札の有無、失格基準の合否及び総合評価値とする。

苦情処理

- ・入札参加資格について、技術資料等の審査により、参加資格がないと認められた者から、苦情の申し立て又は説明要求があった場合には、その理由等について回答する。申し立て又は説明要求があった場合には、その理由等について回答する。